明治学院大学ヘボン経済人会会則

2014 年 3 月 28 日制定
2019 年 5 月 18 日改正

第１章　総則

（名称）

第１条 本会を明治学院大学ヘボン経済人会（英文では The Hepburn Society of Business Executives（略称 HSBE)。以下「本会」という。）称する。

（設置）

第２条　本会を明治学院大学内に置く。

（目的）

第３条 本会は、産業経済界において活躍する明治学院大学校友会員の相互の啓発、相互の援助および親睦を図り、母校の発展とともに、産業経済の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条 本会は前条に定める目的を達成するため次の事業行う。

（１）明治学院大学ならびに明治学院の発展と振興の支援に関すること
（２）会員相互の親睦に関すること
（３）在校生の支援に関すること
（４）会員名簿の作成および配布に関すること
（５）会報の作成および広報に関すること
（６）その他本会目的達成ために必要な事項

第２章　会員

（会員）

第５条 本会の員は明治学院大学校友会員若しくは大学に在籍したことのある者で、原則として、産業経済界をはじめ各分野で活躍している経営者、管理者、専門職及びその勇退者とする。

（入会および退会）

第６条 本会への入会および退会は本人の書面又はインターネットによる申請に基づくものとする。但し、本会理事会の承認を必要とする。

（会員情報の届出）

第７条 会員は氏名、現住所および職業等に変更が生じた場合は速やかに届け出るものとする。

（会員資格の喪失）

第８条 会員は以下に定めるところによりその資格を失うものとする。

（１）退会
（２）死亡
（３）第 10 条による除名
（会費）
第９条 会員は別に定めるところにより所定の入会金および会費を納入するものとする。
（除名）
第 10 条 会員が本会または大学の名誉・信用および本会の目的・理念を損なった等不適当な場合には 、会長は理事会の決議を得て除名することができる。

第３章 組織

（役員）
第 11 条 本会に以下の役員を置く。
（１）会長　　１名
（２）副会長　　2 名
（３）事務局長　　１名
（４）理事　　17 名以内
（５）監事　　2 名
（役員の職務）
第 12 条 役員の職務は以下のとおりとする。
（１）会長は本会を代表し、会務を統括する。
（２）副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長を代行して会務を統括する。
（３）理事は会長、副会長の負託を受け、本会運営全般について企画及び運営にあたる。
（４）事務局長は理事会に出席すると共に、会長の指示に基づき、理事会の招集及び必要な資料作成等を行うと共に事務局を運営する。
（５）監事は理事会への出席義務はなく本会の会計及び財産の状況を監査する。
（役員の選任）
第 13 条 役員は、立候補することができる。その場合は、毎年２月１日から同年２月末日までの間に、所定の用紙にて事務局に提出するものとする。
２　役員は、理事会において出席者の過半数の賛同により選任し、総会において報告し承認を得る。
（会長等の選出方法）
第 13 条の 2　会長、副会長及び事務局長は、次に掲げる方法により決定する。
一　会長　理事の互選
二　副会長及び事務局長　理事の中から会長の指名
三　監事　会員の中から会長の指名
（役員の任期）

第 14 条 役員の任期 は 1 期 2 年とし、総会から翌々年の総会までとする。また、再任を妨げない。ただし、補充により選任された役員の任期は、前任者の残存存間とする。

2 増員により選出された役員の任期は他の在任役員の任期と同じとする。

（理事会）

第 15 条 11 条に定める役員で理事会を構成する。

2 会長は理事会を招集し、議長となる。

（理事会の開催）

第 16 条 理事会は毎月 1 回開催する。

2 前項にかかわらず、会長が必要と認めた場合又は役員の 3 分の 1 以上の請求があった場合、会長が理事会を招集する。

3 理事会の会議は、役員（監事を除く）の半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は出席者の過半数の賛同により決議する。

（書面等による議決権の行使）

第 16 条の 2 理事会に出席できない役員は、他の役員を代理人として議決権を行使することができる。この場合、当該役員は、委任状を理事会ごとに提出しなければならない。

2 役員は、理事会が書面による議決権行使ができることとする旨を決議した事項については、書面による議決権を行使することができる。この場合、役員は、あらかじめ交付された議決権行使書面に、理事会が定めた事項を記載して、理事会が定める期限までに提出しなければならない。

3 第 1 項及び第 2 項の場合において、代理人又は書面によって議決権を行使する者は、出席役員とみなす。

（理事会の審議事項）

第 17 条 理事会は次の事項を審議する。

（1）本会の会計に関する事項

（2）本会の事業計画および企画に関する事項

（3）本会と大学および学院との連携に関する事項

（4）本会の会則に関する事項

（5）その他本会の運営に関する事項

（総会）

第 18 条 会長は、毎年 1 回会員を招集し、定期総会を開催する。

2 前項にかかわらず、会長が必要と認めた場合、会長が臨時総会を開催する。

3 総会においては会務を報告し、次の事項を審議する。

一 役員の選任

二 予算及び収支決算

三 事業計画及び企画

四 会則の改廃

五　その他理事会において必要と認めた事項

４　総会の議事は、出席者の過半数の賛同により決議する。

（委員会）

第 19 条 本会は、理事の議決事項を遂行するため、理事会の承認により必要とされる委員会を置くことができる。

２ 事務局と委員会をもって運営委員会を構成し、本会の会務を処理する。

３ 会長、副会長、理事は運営委員に出席し意見を述べることができる。

（事務局）

第 20 条 本会の事務を執り行うために事務局を置く。

２ 事務局は会員の中から選出する。

３ 任期および再任は 14 条に準じるものとする。

第４章 会計

（経費）

第 21 条 本会の経費は、以下の収入をもって支弁する。

（１）入会金

（２）年会費

（３）寄付金

（４）その他収入

（会計年度）

第 22 条 本会の会計年度は毎年４月１日から翌年３月３１日とする。

第５章 会則の改廃

（改廃）

第 23 条 本会則の改廃は理事会の議を経て総会での承認を得るものとする。

第６章 雑則

（役員報酬）

第 24 条 11 条で定められた役員は無報酬とする。

（雑則）

第 25 条 会則に規定のない事項は、理事会の決議によりこれを定める

附 則

１． 2014 年 3 月 28 日制定、2014 年 4 月 1 日施行

２．本会発足初年度の会計年度は、2014 年 2 月 15 日から 2015 年 3 月 31 日までとする。

３．本会は、明治学院大学の在学生を準会員として位置付ける。

４．会則第 3 章第 11 条（5）は、2016 年 4 月 1 日から理事の定員数を 15 名以内とする。